

國學院大學學術情報リポジトリ

イングランドにおける陪審制度の展開(一)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001088

イングランドにおける陪審制度の展開（一）

捧

剛

はじめに

一 陪審の構成および陪審資格

1 事実の提供者としての陪審（一二～二三世紀）
以上本号

2 事実の判断者としての陪審の登場（二四世紀
～一五世紀）

3 機能的二重性の存続

4 小括

二 陪審処罰および陪審査問

三 まとめ

はじめに

47

陪審という言葉聞いたときに、我々日本人の多くは、一二名の非法律家が、法廷に提出された証拠および法廷でなされた証言に基づいて、被告人の有罪または無罪を判断する制度、すなわち刑事審理陪審を頭に思い浮かべるであろう。確かに、マスコミを通じて我々の耳に入ってくるのは（とりわけ、ロス暴動やルイジアナ州における日

本人射殺事件のようにセンセーショナルに扱われるのは、多くの場合刑事審理陪審である。しかし、英米、とりわけイギリスにおける陪審制の長い歴史を見ると、陪審には、その目的および機能に応じて様々な種類が存し、刑事審理陪審はその中の一つに過ぎないこと、また、その成立は、一二一五年の第四回ラテラン公会議(the Fourth Lateran Council)による神判の禁止以降と、刑事告発陪審および民事陪審よりも遅いことがわかる。⁽¹⁾さらに、陪審の起源については、定説がなく、いくつかの有力な説が併存しているものの、そのいずれの説によっても、成立当初の陪審は、現代の陪審のように証拠に基づいて事実問題の判断する者の集団ではなく、事件についての自己の知識に従って事実を述べ、事件の解決に寄与する者の集団であったとされている。とするならば、陪審は、いずれかの時点で、事実の提供者として機能を果たす制度へと転換したことになる。⁽²⁾

それでは、その転換の時期はいつか。これは決して明確ではなく、次のような見解が支配的である。すなわち、第一に、この転換はきわめて緩慢に進行したこと、第二に、ヘンリー六世(Henry VI)の治世、すなわち一五世紀中頃までには、陪審は、本質的に現在の陪審と同じ性質のものになっていたが、例外的に評決を形成する助けとして自己の個人的な知識を利用し得たこと、第三に、したがって、かなりの長きにわたって陪審は、事実の提供者としての性質と事実の判断者としての性質の双方を有していたことである。⁽³⁾

そこで本稿では、陪審が司法目的に利用され始めた時期から近代陪審が確立したとされる時期に至るまでの、陪審制の変遷の道程を辿り、事実の提供者としての陪審から事実の判断者としての陪審⁽⁴⁾への転換がいつ頃起こったものであるのかについて、その時期を明確に指摘できないまでも、その変化の兆しを見いだしたいと考えている。その際、主として王会記録(Curia Regis Rolls)、巡回裁判記録(Assize Rolls)およびイヤー・ブック(Year Books)等の一次史料を参照し、もっぱら次の二点に視座を据えることにする。

第一の視座は、陪審の構成および陪審資格である。例えば、陪審が純粹に事件についての事実を提供する者の集団であるならば、個々の陪審員に期待されるのは、当該事件について知識を有していることであり、裏を返せば、当該事件について何も知らない者は陪審たる資格がないことを意味する。また、事件が発生した地域で生活している者ほど、当該事件について何らかの知識を有している可能性が高いことを考えれば、陪審たる資格を有する者が居住する地域も自ずと限られてくるであろう。このように考えると、陪審資格と陪審の機能は密接に関連しており、したがって、陪審の機能が変化するにつれて、陪審資格にも何らかの変化が現れるものと考えられるのである。

第二の視座は、陪審処罰および陪審査問の制度である。陪審の処罰は、初期の段階からかなり頻繁に行われていた。陪審が処罰される理由には、召喚に応じず、出廷を拒否したこと、および宣誓を行う前に意見を述べたことなどもあるが、最も重要な理由は、評決の内容を変えたこと、および誤った評決をなしたことである。誤った評決をなした陪審の処罰手続は、陪審査問 (attain) として早くから制度化されている。すなわち、ある陪審が誤った評決を下したのではないかということを審理するために、別の二四名からなる陪審が召喚され、当該陪審と前陪審の評決内容が異なる場合には、前陪審の評決は誤りとみなされ、取り消される。さらに、誤った評決をなしたとみなされた個々の陪審員は、私法上の権利を剝奪され、処罰されるというものである。後に、誤った評決をなした陪審を処罰する根拠は、陪審が自分自身を欺いた (perjured themselves) こと、すなわち偽証にあるものと理論づけられた。

この誤った評決をなしたことによる陪審処罰の淵源を求めて、王会記録を見ると、次のような記録に行きあたる。すなわち、事実を知らないにも関わらず、事実を知っているかのように評決をなした陪審を処罰した旨の記録である。⁽⁵⁾したがって、少なくとも初期の陪審処罰は、個々の陪審員が事件について事実を知っていることを前提とし

て成り立っていたことがわかる。また、誤った評決をなした陪審の処罰が偽証を根拠としていたことを考えれば、誤った評決をなした陪審の処罰は、陪審が証人、すなわち事実の提供者としての性質を有していることの現れと見ることが出来る。したがって、この陪審処罰の実務の流れを追うことによって、陪審の性質の変化を見ることが出来るのではないかと考えられるのである。

それでは、まず陪審資格の視点に立つて、初期の陪審が事実の提供者にほかならなかったことの検証から始めた。

一 陪審の構成および陪審資格

まず、一二世紀から一三世紀には、いかなる類の訴訟が陪審に委ねられていたのかを明らかにしておく必要がある。前述のごとく、陪審の起源については諸説あるが、少なくとも体系的に司法目的のための陪審の利用を確立したのはヘンリー二世 (Henry II) であると思われるので、ヘンリー二世の治世、とりわけ、クラレンドン法 (Constitutions of Clarendon) が制定された一一六四年を始点とし、この点を見てゆくこととする。

第一に民事陪審であるが、これは、大きく大アサイズ (grand assize) と小アサイズ (petty assize) の二種に分けることができる。

大アサイズは、決闘に代わって利用されるようになったもので、小アサイズより、その成立は若干遅いとされる。これは、もっぱら単純不動産権利令状 (Writ of right) により開始された土地の権利または権原 (title) を争う訴訟の審理方式である。ヘンリー二世は、何人もこの国王の令状なしには、自己の自由保有財産に関して答える必要

がないことを宣言し、当該令状によって開始された訴訟については、領主裁判所から国王の裁判所に移送し、近隣の騎士のなした評決によって権利の問題を決することができることを宣言したのである。⁽⁶⁾

一方、小アサイズは、土地の占有侵害めぐる訴訟など、いくつかの訴訟において利用された審理方式の総称で、この審理方式を採る代表的な訴訟には、新侵奪不動産占有回復訴訟 (assize of novel disseisin) および相続不動産占有回復訴訟 (assize of mort d'ancestor)⁽⁷⁾ などがある。また、聖職推挙権回復訴訟 (assize of darrein presentment) および世俗保有地・自由寄進保有地確定訴訟 (assize of utrum) など教会に関わる訴訟の審理にも、小アサイズが利用された。

また、やや遅れて、単純不動産権利令状と各小アサイズ訴訟の空隙を埋めるものとして登場してきた、不動産占有回復訴訟 (writ of entry)⁽⁹⁾ などにおいても陪審が利用されている。

アサイズを中心とするこれらの審理方式で用いられる陪審が、現在の民事陪審の原型であると考えられるので、本稿では、それらすべてを民事陪審として扱うこととする。⁽¹⁰⁾

第二に刑事陪審であるが、前述の通り、そもそもは告発陪審しか存在しておらず、刑事裁判における主たる審理方式は、神判および決闘であった。そして一二一五年の第四回ラテラノ公会議において、神判が事実上禁止されたことから、一二一九年以降、被訴追者の有罪・無罪、とりわけ有罪を決する陪審、すなわち刑事審理陪審の原型が登場する。しかし、一二一九年以前にあっても、陪審が単独で被訴追者の無罪を決する、すなわち、神判等に付さない例は、しばしば見られるのであって、告発陪審と刑事審理陪審の原型との区別は、必ずしも容易ではない。

そこで、本稿では、一定の犯罪事実についてある者に嫌疑をかけているか否かを述べる陪審を「告発陪審」とし、嫌疑の表明よりやや進んで、積極的に被訴追者の有罪・無罪を決する陪審を「刑事審理陪審」として扱うこととす

る。したがって、刑事審理陪審の原型の登場以前のものであっても、私訴が憎悪及び悪意によって動機づけられたものであるか否かを判断する「憎悪及び悪意」の審問のための陪審や、決闘が不可能な私訴の場合に利用された「善悪 (de bono et malo)」の審問のための陪審は、形式的に刑事審理陪審として扱われる。

1 事実の提供者としての陪審 (一二〜一三世紀)

それでは、この当時にあつて、いかなる者が陪審として選出され得たのであろうか。まず、この時期の最も重要な制定法であるとも言われている、一一六四年のクラレンドン法¹¹、一一六六年のクラレンドン条令 (Assize of Clarendon) および一一七六年のノーザムプトン条令 (Assize of Northampton) が、陪審についてどのように規定しているかを見ることにする。

第一に、民事陪審であるが、一一六四年に定められたクラレンドン法は、第九条において次のように定めている。すなわち、「聖職者と世俗の者の間において、または世俗の者と聖職者の間において、…保有地に関し紛争が生じた場合には、…一二名の法にかなつた (lawful) 者の認証に基づいて、国王の裁判官の判断によつて決せられるものとす¹¹⁾」。また、クラレンドン条令には明確な規定がないものの、ノーザムプトン条令においては、相続不動産占有回復訴訟とともに新侵奪不動産占有回復訴訟についての記述が見られるようになり、少なくとも前者について「死者が、その死亡の当日に、いかなる占有をなしていたかについて、一二名の法にかなつた者による認証¹²⁾」がなされる旨が規定されている。このことから、小アサイズといわれる陪審については、制定法上の要件が「一二名の法にかなつた者」であることがわかる。

それでは、大アサイズについてはどうか。制定法には、この点についての記述は見られない。しかし、この当時

(少なくとも一八九九年には完成していたと言われる)の「コモン・ローについての初の体系書と言われる、グランヴィル (Ranulf de Glanville) の『イングランドの法と慣習についての論考』(Tractatus de Legibus et Consuetudinibus Angliae) ⁽¹³⁾」には、大アサイズについての記述が見られる。

グランヴィルによれば、大アサイズによる審理に適したものとして事件が処理される場合には、争点となつてゐる不動産の存在する地域の近隣の四名の騎士を召喚することを命じる令状がシェリフに対して発行され、当該シェリフによつて選出された四名の騎士は、宣誓の後、事実を最もよく知つてゐる一二名の法になつた騎士を選出しなければならなかつた。そして、その選出された一二名の騎士は、いずれの側の訴訟当事者が問題となつてゐる土地に対する権利を有しているかを、宣誓の上で述べなければならなかつたのである。この選出された一二名の騎士は、自己の知識にしたがつて真実を述べることを宣誓し、知識を有していない場合には、資格を有する他の者を自己の代わりに選定した。選定された知識を有する者が一二名に達しない場合は、一二名になるまで別の者が加えられることとなる。⁽¹⁴⁾ここでの要件は、争点となつてゐる不動産の存在する地域の近隣の四名の騎士に選出された、事実を最もよく知つてゐる一二名の法になつた騎士ということになる。

第二に、刑事陪審についてであるが、初めて告発陪審についての明文の定めをおいたとされるクラレンドン条令の第一条は、告発陪審として一定の犯罪の告発を行うのは、「真実を述べることを宣誓した百戸邑の一二名の最も法になつた者、および「百戸邑の構成単位である」各村 ⁽¹³⁾」の四名の最も法になつた者⁽¹⁵⁾であるとしてゐる。さらにノーザムプトン条令では、告発陪審となる者は「百戸邑の一二名の騎士、または、騎士が不在の場合には、一二名の法になつた自由人および各村の四名の法になつた者」⁽¹⁶⁾とされている。

以上のことから、この当時の陪審資格を、次のように整理することができよう。第一に、騎士であるか、または

法になつた者であること、第二に、刑事事件の場合は、事件の発生した百戸邑または百戸邑を構成する村の住人であること、および土地に関する民事事件の場合は、当該土地の近隣に住んでいる者であること、第三に、事件についての事実を知っている者であることである。それでは次に、個々の訴訟における陪審の実際の運用について、裁判記録⁽¹⁷⁾などを中心に検証し、これらの陪審の要件が、当時の陪審が有していた事実の提供者としての性質と、どのように結びついているかを確認することにした。

(1) 民事事件

① 選出される地域

陪審が選出される地域は、土地に関する訴訟の場合、すなわち民事事件の大部分において、争点となつてゐる土地が存する県 (county) が中心である。そして、実際にはその県を構成する百戸邑、さらにその下の村、町などからも選出される⁽¹⁸⁾。したがつて、当該地域に住んでいない者は陪審から排除され得ることになる⁽¹⁹⁾。

百戸邑から選出するにせよ、その下の構成単位である村などから選出するにせよ、一つの地域から選出するのが通常であるが、判断すべき土地の存在状態などに応じて、二つ以上の地域から選出されることも少なくない。例えば、問題となつてゐる土地が二つの県の境界に位置する場合などがこれにあたるが、ある訴訟では、原告が二つの県から陪審を選出するよう求めて、一〇マーク (mark) の献金 (oblation) を特に支払つてゐることが注意を引く⁽²¹⁾。

土地などの境界を決する場合にも、二つ以上の県から選出されることが多く、土地の境界を決するために二つの県から八名ずつ、計一六名の騎士が選出された例、および森の境界を決するために三つの県から八名ずつ、計二四

名の騎士が陪審として選出された例⁽²²⁾などが見られる。さらに特殊な例としては、単純不動産権利令状に基づく大アサイズとして、本来であれば一二名の騎士が選出されるどころ、一つの県から八名の騎士および別の県から八名の法にかなった者が選出された例がある。この場合、騎士はもっぱら前者の県の土地に関して判断をし、法にかなった者は後者の県にかかる判断をなしている。⁽²³⁾

婚姻の有無が争われる寡婦産権(dower)に関する訴訟については、原告が、寡婦産たる土地の存する場所ではなく婚姻または婚約のなされた地域から陪審を選出するよう求めることが多い。例えば、一二〇一年のヒラリー開廷期(Hilary Term)における寡婦産権訴訟では、原告の求めに応じ、裁判地の者よりも、婚約の儀(betrothal)に参加した者による陪審の方がより確かである旨が認められている。⁽²⁴⁾

さらに、後述するように、不動産譲渡捺印証書(charter)および捺印契約(covenant)が争点となった場合も特別であつて、陪審員が選出される地域は、当該捺印契約の作成された場所となる。⁽²⁵⁾

巡回裁判記録でも、状況は全く変わららず、通常は争点となつてゐる土地の存する一つの百戸邑などから、陪審が選出される。また、例外的なものとしては、ニューベリー(Newbury)にある家屋をめぐる新侵奪不動産占有回復訴訟において、ニューベリーおよびそれ以外の地域からそれぞれ六名ずつ、計一二名の陪審が選出された例⁽²⁶⁾、ならびに、三つの郡(wapentake)から八名ずつ、計二四名の陪審が選出された例⁽²⁷⁾がみられる。両者とも、記録からはその理由がよくわからないが、前者においては、当事者の双方が、陪審の判断を得るための献金として同じ金額(二分の一マーク)を納めている点には留意する必要がある。これは、当事者の双方にとつて、特別に二県から陪審を選出することが好都合であつたことを意味するものと考えられる。

②身分

陪審に選出される身分は、大アサイズと小アサイズでは異なる。すなわち、大アサイズについては、原則として騎士のみが陪審になり得るが、小アサイズについては、自由土地保有者であれば、必ずしも騎士に限定されない。このことが両者を分ける、大きな違いの一つでもある。しかし、後述するように、必要な人数の騎士を確保することは困難であったらしく、陪審を召喚することを命じられたシェリフが騎士でない者を法廷に送ったことを非難する記録が見られるほか、十分な騎士が確保できない場合には、軍役奉仕による借地人を陪審に加えることを認めた記録⁽²⁸⁾なども見られる。しかし、隸農は自由保有者ではないから、陪審から排除される⁽²⁹⁾。

このほか、大アサイズにおいては、処理する事件の性質に応じて、騎士以外の身分の者が陪審を選定する例もある。例えば、ケント (Kent) にのみ認められる土地保有形態である、ガヴェルカインド保有 (gavelkind) に関する事件については、騎士に代わってガヴェルカインド保有者が陪審を選出した旨の記録が見られる⁽³⁰⁾。

また、本来必ずしも騎士である必要はない小アサイズにより審理される相続不動産占有回復訴訟において、被告が陪審に騎士を選出するよう、あえて一マークの献金をなした旨の記録⁽³¹⁾も見られることから、騎士からなる陪審の方が格が上であり、一定の信頼が寄せられていたことが想像される⁽³²⁾。

地方に目を転じて、陪審を構成するのは騎士または法にかなった自由土地保有者であることに変わりはなく、例えば、グロスターシア (Gloucestershire) における新侵奪不動産占有回復訴訟では、貧しい陪審を除外し、その代わりに騎士とその他の法にかなった自由土地保有者を選任するため、訴訟が延期された旨の記録がある⁽³³⁾。

③ 人数

陪審を構成する人数は、もちろん一二人が基本であるが、例外も決して少なくない。また、例外に属する陪審の構成人数は、特に訴訟の種別を考慮しなければ、極めて多岐にわたる。少ない場合には、一二一四年のミクルマス

開廷期 (Michaelmas Term) における聖職推挙権回復訴訟⁽³⁴⁾、および一二一四年のトリニティ開廷期 (Trinity Term) における新侵奪不動産占有回復訴訟⁽³⁵⁾のように、六名で構成されることもある。それでも、二四名および三六名といった一二の倍数がやはり多く、奇数人で構成されることは極めて希である⁽³⁶⁾。また、一六名からなる陪審も少なくない⁽³⁷⁾。

陪審員の数を左右する主たる要因は、陪審員の出廷状況であるが、いずれの人数に落ちつくかは、訴訟当事者の意向によるところが大きい⁽³⁸⁾。この当時、陪審員の選定には当事者の意向がかなり反映されていたのである。

この点については、当時の陪審の一つの重要な役割であった⁽³⁹⁾、土地の境界の決定 (perambulation) をめぐる裁判に関して次のような記録がある。すなわち、一二〇四年のイースタ開廷期 (Easter Term) における記録であるが、二つの修道院に近接する沼地の境界決定が求められ、二名の大修道院長がそれぞれ九名ずつ選出した、計一八名の騎士が境界決定を行うこととなった。「しかし、一八名の騎士全員が出廷しなくとも、それぞれの大修道院長のためと同じ人数が選出される限り、八名、一〇名、一二名、一四名、または一六名のいずれの人数でも陪審が構成され、境界の決定がなされるべき⁽⁴⁰⁾」ものとされたのである。

当事者の意思という点では、そもそも陪審の判断にゆだねる際に、両当事者が同意し、その面前で陪審員を選出する旨の記録が多く見られる。これは、地方の巡回裁判においても変わらず、また、必ずしもアサイズ訴訟に限らない。例えば、家屋の賃貸⁽⁴¹⁾、木の伐採をめぐるトレスパス (trespass) 訴訟⁽⁴²⁾、および後見権 (wardship) をめぐる訴訟⁽⁴³⁾などでも、当事者の同意による陪審の選出の例は見られる。そうはいつてもやはり、土地をめぐる訴訟が圧倒的に多い⁽⁴⁴⁾。

さらに、本件を決する陪審に限らず、審理中に生じた本件以外の特定の争点を決する陪審を選出する際にも、ま

た、何らかの理由によって排除された陪審員の代わりにの者を選出する際にも、⁽⁴⁶⁾当事者の同意により選出されている例が見いだせる。

④当事者の血縁関係者の排除

一部または全部の陪審員が排除されることはしばしば起こるが、必ずしもその理由が明記されているものばかりではない。例えば、一二一年のグロスタシアにおける世俗保有地・自由寄進保有地確定訴訟では、理由が明らかではないが、⁽⁴⁷⁾全陪審員が排除されている。

そのような中で、陪審から排除される理由として記録に明記されているもので、第一に挙げられるのは、一方当事者または当事者双方の血縁関係者であることである。⁽⁴⁸⁾また、直接血縁関係になくとも、一方当事者の義理の父であるベイリフ (bailiff) により召集された陪審が排除された例もある。⁽⁴⁹⁾

⑤当事者の血縁以外の関係者の排除

血縁以外でも、当事者と何らかの関係を有している者は陪審から排除されるが、この例は、聖職推挙権回復訴訟により多く見受けられる。例えば、一方当事者の領主、⁽⁵⁰⁾一方当事者の臣下 (homage)⁽⁵¹⁾ならびに一方当事者の封地 (fee) の借地人 (tenant) などがある。⁽⁵²⁾また、一方当事者が森林管理官 (forester) をしている執行官管轄区 (bailiwick) に属する者が排除されることなどから判断して、当事者が関わる土地に属している者も排除されることがわかる。

⑥真実を述べないおそれのある者の排除

以上述べてきた当事者の血縁者および当事者の血縁以外の関係者が排除される根拠は、「真実を述べないおそれ」にあると見てよいだろう。この観点からすると、そのほかにも陪審から排除される可能性のある者が存する。例えば、争点となっている土地の一部に対し主張をなしている者、⁽⁵⁴⁾および沼地をめぐる新侵奪不動産占有回復訴訟に

において、当該沼地に入会権を主張し得る近隣の百戸邑の者などは、陪審に適さないことになる。⁽⁵⁵⁾

また、偽証で有罪となったことのある者⁽⁵⁶⁾、私訴されたことのある者が排除された例⁽⁵⁷⁾もあるが、これに類する例はあまり多くないので、特殊な例といえるであろう。

⑦ 事実を知らない者の排除

これまで述べてきた陪審からの排除の例は、真実を知っているにも関わらず、真実を述べないおそれのある者を排除することを目的とするものであった。これに対して、この時期の陪審資格の性格をより顕著に表すのが、事件について何も知らない者の陪審からの排除である。

例えば、ケントにおける一二〇二年ミクルマス開廷期の土地の占有をめぐる事件では、当該土地が相続財産であるか否かが争われたが、陪審員は、「相続財産であるか否か知らないと述べ」ている。そこで、当該陪審は「貧しく (paupes)、価値がない (ridonci)」とされ、新たな陪審の選出が命じられたことが記録されている。⁽⁵⁸⁾ また、同じ開廷期のエセックス (Essex) における聖職推挙権をめぐる事件では、事件について真実を知っている者を「価値がある陪審」と、明確に記しているのである。⁽⁵⁹⁾ さらに、事件についての事実をよく知っており、真実を述べるであろうと期待される者が陪審に選出されるべき旨を記す記録もいくつか見られる。⁽⁶⁰⁾

このように「価値がない」または「役に立たない (inutilis)」陪審が除外されたことについての記録は、極めて多い。⁽⁶¹⁾ その中の多くは「価値のない」ことについて、なんらその理由が示されていないが、少なくとも以上の例を見る限り、「事実について知らないこと」がその主たる理由であることは疑いがないであろう。⁽⁶²⁾

排除の方法については、前述したミクルマス開廷期での例のように陪審自らが何も知らないことを述べ、シェリフに対して新たな陪審の召集が命じられる場合もあれば、現在の陪審が何も知らないことを理由として、訴訟当事

者が別の陪審による審理を求める場合もある⁽⁶³⁾。さらに、事実を知る陪審を求めて、事件を移送することもある。例えば、一二二一年のシュローズベリ (Shrewsbury) での新侵奪不動産占有回復訴訟では、当該占有について裁判地の陪審が詳細を知らないために、事件をウェストミンスターに移送する旨が記録されている⁽⁶⁴⁾。

さらに、時として、陪審に期待される知識が、事件の事実に関するものを超えて、特定の法におよぶこともある⁽⁶⁵⁾。例として、一二〇一年の沼地をめぐる新侵奪不動産占有回復訴訟において、ヘンリー二世の沼地に関する法についての知識を有する者が陪審として選出されている記録などが挙げられるが⁽⁶⁶⁾、これは、それほど頻繁に見られるものではなく、また、陪審に対して法の解釈を求めるものとは考えられない。

いずれにせよ、このような「役に立たない」とされる陪審が数多く記録に現れる背景には、シェリフが出廷する陪審員を確保することの困難さがある⁽⁶⁷⁾。陪審が召喚に応じない、出廷しない⁽⁶⁸⁾、または不出頭申立を行うなどの理由⁽⁶⁹⁾で、審理が延期される旨の記録は多く見られ⁽⁷⁰⁾、また、不出頭を申し立てる理由も様々である⁽⁷¹⁾。さらに、内戦中にある⁽⁷²⁾は、騎士の確保には相当な困難が伴ったと思われる。

一方、聖職推挙権回復訴訟では、原告が最後の推挙をなしたか否かが陪審に問われることになるが、最後の推挙はしばしば遠い過去に行われており、それを知る陪審を集めることも困難であった。一二〇四年のイースタ開延期における訴訟では、八〇年前の出来事について、一二名の陪審のうち、最初の一〇名は事実について何も知らず、最後の二名のみがいくつかの事実について、自分で見たわけではないが、聞き知っている⁽⁷³⁾と述べている。結局、この訴訟では決着は得られず、真実をよりよく知っているであろう一二名のより年齢の上で、かつ思慮深い陪審が召喚されるべきことが命じられている⁽⁷⁴⁾が、実際に召喚し得たかについては、疑問である。

⑧ 女性の陪審員

女性の妊娠の判断が要求される場合には、女性のみまたは女性を含めた陪審が組織されることがある。例えば、一二一年には、他人の子どもを買い取り、自分の子どもとして通していたことを告発された女性の審理にあたって、彼女の過去の妊娠に関し調査する男性および女性双方から構成される陪審が召喚された記録がある。⁽⁷⁵⁾ また、一四二二年には、相続をめぐる事件において、一二名の法にかなひ、かつ思慮深い女性が陪審として選出され、当該騎士の面前で当該女性が、原告女性の胸や腹部を触つて妊娠の有無を確かめたとの記録がある。⁽⁷⁶⁾

これらは、相続に関して問題が生じた際に、または死刑を宣告された女性が妊娠を理由に執行停止を申し出た際に、妊娠の有無を審査する一二名の既婚婦人からなる受胎審査陪審 (Jury of matrons) の原型と思われる。

⑨ 書証の証人の補強

不動産譲渡などに関する捺印証書には、当該証書の作成に立ち会った者の氏名が、証人として記載されている。

この証人と陪審との関係も、この時期の陪審の性格をよく表すものといえる。例えば、一二一九年のリンカンシア (Lincolnshire) での事件では、土地の占有をめぐり不動産譲渡捺印証書の有効性が争われているが、当該土地が贈与されたものであることを主張する原告は、当該証書に記載されている証人に加えて、近隣の者により、証書の有効性が宣言されることを求め、被告もそれを承諾している。そこで、当該証書に記載されている証人と、「事件の真相を最もよく知り得る、その他の八名の法にかなつた者」が召喚される旨が決定され、⁽⁷⁷⁾ 召喚された陪審は、当該証書が原告のために作られたものであることを述べている。⁽⁷⁸⁾ このように、捺印証書の証人にその他の近隣の者を加えて構成される陪審は、きわめて頻繁に用いられていた。⁽⁷⁹⁾ この際に陪審が選出される地域は、当該証書が作成された地が原則であるが、選出される人数については、多様で一定しない。例えば、六名の生存している証人と近隣の百

戸邑の九名の騎士⁽⁸⁰⁾、八名の証人と八名のその他の者⁽⁸¹⁾、八名の証人と一六名のその他の者⁽⁸²⁾、一〇名の捺印契約の証人と六名のその他の者⁽⁸³⁾、一〇名の証人と八名のその他の者⁽⁸⁴⁾、一名の証人と一二名のその他の者⁽⁸⁵⁾、一四名の生存している不動産移転捺印証書の証人と八名の事実をよく知っている法にかなった者⁽⁸⁶⁾などの例が見られる。いずれにせよ、この当時の陪審が、実態としては証人とあまり変わるところがなかったことを、よく示す例といえよう。

⑩その他

このほか、次の二点も、当時の陪審が事実の提供者であったことを、すなわち一定の事実について何らかの知識を有していると期待されていたことを示すものといえよう。

第一に、前述したように、本件審理中に生じた特定の問題については、本件を審理する陪審とは別の陪審が召喚されることである。例えば、一二二二年のウォリックシア (Warwickshire)⁽⁸⁷⁾での新侵奪不動産占有回復訴訟においては、原告が隠している原告の氏名等について陪審が回答している。第二に、同じ土地をめぐる関連する二つの訴訟について同じ大アサイズが選出された記録⁽⁸⁸⁾が存することである。

(2) 刑事事件

刑事事件について、まず問題となるのは、前述した告発陪審と刑事審理陪審との関係である。つまり、私訴に基づくものでない場合には、被訴追者は、告発陪審による告発を受け、さらに刑事審理陪審によって、有罪・無罪が決せられることとなるのであるが、その際、告発陪審を構成する陪審員と刑事審理陪審を構成する陪審員とは異なる関係にあるのかという問題である。いくつかの記録から、この点をまず明確にしておくことにする。

まず、一二二五年のサマセットシア (Somersetshire) での巡回裁判で行われた未決囚釈放裁判 (gaol delivery)

の記録であるが、ここでは、まず、殺人の容疑で投獄されている複数の者につき、裁判地である百戸邑および近隣の百戸邑の騎士ならびに町の者が、四人の者を除いて殺人の嫌疑が存すると述べ、次いで同じ陪審と町民が、一人（すでに同じ陪審によって嫌疑無しとされた）を除いて全員有罪であると述べている。⁽⁸⁹⁾ さらに、一二二一年のウォリックシアでの強盗事件に関する裁判では、告発を受けた者が、「善悪」の審問のための陪審に付することを求めたことを受け、一二名の陪審が当該被訴追者を疑つてはいないと述べているのであるが、さらに加えて、この告発が当該陪審によってなされたものでないとも述べているのである。結局、この陪審は自己の記録 (roll) を否定したことにより罰金刑を受けている。⁽⁹⁰⁾

以上の記録から判断する限り、告発陪審と刑事審理陪審は、同じ陪審員によって構成されていると考えるほかにい。しかし、後述するように、刑事審理陪審が被訴追者を有罪とする際には、四名の村民または二四名の騎士が加えられるので、結局、この加えられた四名の村民または二四名の騎士こそが、告発陪審と刑事審理陪審の構成上の違いということになる。したがって、刑事審理陪審が無罪を評決する限り、告発陪審と刑事審理陪審との間には、構成上の違いはないのである。

それでは次に、当時にあつてはどのような者が刑事陪審に選出されるべき者とされていたかを、記録にしたがつて概観することとする。

まず、一二二〇年のミクルマス開廷期における私訴に基づく放火事件の裁判記録である。ここでは、事実の判断のために、一二名の法にかない、思慮深く、自由で、真実を最もよく知り、当事者に関係がなく、かつ愛憎の故に真実を隠さないであろう者が召喚されたと記録されている。⁽⁹¹⁾ 次にやや特殊な事例であるが、一二二二年のヒラリイ開廷期における傷害および家畜窃盗などに関する裁判記録である。その記録によれば、傷害および家畜窃盗などを

はたらき、国王の平和を破ったことにつき私訴を受けた被訴追者は、国王の平和を破ったことについて、次のような抗弁を行った。すなわち、家畜を捕ったことは認めるが、それは領主の命令にしたがって行ったものであると主張したのである。そして、事件の事実の判断のために、次のような要件を満たす陪審を召喚する許可を国王に求められている。その要件とは、第一に、事件の発生したリンカンシアの法になつた騎士であること、第二に、被告の領主の臣下でないこと、第三に、被告の執行官管轄区に居住していないこと、第四に、いずれの当事者にも関係のないことである。⁽⁹²⁾

これらの記録を見る限り、刑事陪審の要件は、民事陪審のそれと大きく変わるところはない。それでは、これらについて、もう少し詳しく見ることにする。

① 選出される地域

陪審が選出される地域は、裁判地である百戸邑とその近隣⁽⁹³⁾の一つの村が原則であるが、例外的に二つ以上の百戸邑から選出されることがある。

例えば、バークシア (Berkshire) での巡回裁判記録の中には、テムーズ川での溺死事件に関する訴訟、並びに強盗および殺人事件に関する訴訟において、裁判が行われている百戸邑および近隣の百戸邑の陪審ならびに四名の近隣の村民が召喚された例がある。⁽⁹⁴⁾ この二つの例だけでは、二つ以上の百戸邑から選出された理由はわからないが、同じバークシアの裁判記録には、死体が発見された県と裁判が行われている県から陪審を選出した記録⁽⁹⁵⁾があることなどから、何らかの理由で事件に関係する地域が複数におよぶ場合が、例外的な状況に当たると推測できる。⁽⁹⁶⁾ また、シュロップシア (Shropshire) の巡回裁判記録には、逃走中の被訴追者について、三つの百戸邑から選出された陪審が有罪であると述べ、当該被訴追者が法外放置に処された例がある。⁽⁹⁷⁾

また、二つ以上の百戸邑から選出される場合の、陪審の人数についてであるが、それぞれの百戸邑から一二名ずつ、および村から四名の計二八名が選出された旨の記録がある一方、次のような記録も存する。⁽⁹⁸⁾

すなわち、バークシアにおける窃盗事件に関する訴訟において、二名いる被訴追者のうち、一名が一二名の陪審および四名の近隣の村民の判断を求め、残るもう一名が、一二名の陪審および四名の近隣の村民に加えて別の百戸邑の一二名の陪審の判断を仰ぐことを求めているが、その際、後者の被告は、当該要求のために、別途献金を支払った旨の記録である。⁽⁹⁹⁾ また別の事件では、被訴追者が、二つの百戸邑から陪審を選出することを求めて、別途献金を支払い、この場合は、裁判の行われている百戸邑の陪審および近隣の百戸邑の陪審ならびに六名の近隣の村民が選出されている。⁽¹⁰⁰⁾ 結局、いずれの訴訟でも、被告は無罪を勝ち取っている。このことから、被告は、自己に有利な評決を得る可能性が高いと判断した場合には、金銭を追加して支払うことによつて、通常より多くの陪審員を求めることができたと推測される。これについては、民事陪審においても、前述のように、特別に献金を支払つて二つの県から陪審を選出することを求める例があつたことが想起される。

さて、ここで百戸邑の陪審と村民との関係について少し論じておきたい。これについては次のような記録がある。第一に、一二二一年のウォリックシアでの事件であるが、殺人の告発を受けた三名の被訴追者に関して、四つの村の意見が分かれるのである。ラドボーン (Radbourne) 村は被訴追者に嫌疑をかけており、サザム (Southam) 村は、三名のうち的一名だけに嫌疑をかけている。ハドネル (Hodnell) 村は、三名のうち的一名についてのみ知っており、その一名と別のもう一名が友人であつたことを知っていると述べるにとどまつている。さらに、レミントン・ヘイスティングズ (Leamington Hastings) 村は何も知らないとしてゐる。結局この記録には、当該被訴追者がどのように扱われたかは記されていない。⁽¹⁰¹⁾

第二に、告発された犯人隠匿について、一二名の陪審は有罪であると述べたものの、四つの村の村民は、被訴追者が良い人物であること以外は知らず、したがって犯人隠匿についても知らないと述べたもので、被訴追者はシェリフに身柄を預けるものとされている。⁽¹⁰²⁾

このように見てゆくと、百戸邑の一二名の陪審が有罪であると考えていても、四名の村民がそれに同意し、一二名の陪審の見解がそれによって補強されない限り、完全な有罪にはならないということがわかる。そして、前述のように、一二名の陪審は告発陪審と構成的には同じであるとするならば、この四名の村民こそが刑事審理陪審の機能を果たしているといえるのである。また、事実を知る者を得るために、一つではなく複数の村の陪審を召喚する試みがなされていたこともわかる。

② 身分

身分は、必ずしも騎士に限定されない。告発陪審に女性の陪審員が存していたこと、陪審査問のための陪審から聖職者が排除された旨の記録⁽¹⁰⁴⁾のほか、私訴を受けた者が、私訴は嫌悪と悪意によるものであると主張し、そのことにつき通常の陪審に委ねたのに対し、私訴をなした原告は貧しい自由土地保有者からなる陪審にしか委ねることができず、結局被告に有利な評決がなされた旨の記録⁽¹⁰⁵⁾がある。ただし、最後の事件の詳細およびいかなる手続によるものであるのかについては、残念ながら記録上明らかでない。

③ 人数

民事陪審と比べて、刑事陪審の構成人数はかなり固定的である。一二名の騎士または一二名の法にかなった者と四名の村民である。また、刑事審理陪審の成立当初は、その構成については、一般的に次のことがいえた。第一に、被訴追者を嫌疑なし、または無罪とする際の陪審は、一二名で足りること、第二に、被訴追者が自己の「善悪」に

関して陪審審理を要求した場合には、一二名の陪審および四名の村民による審理が行われること、第三に、被訴追者が陪審審理を拒否した場合には、一二名の陪審および二四名の騎士による審理が行われることである。⁽¹⁰⁾

しかし、一二四八年のバークシアでの裁判記録を見ると、被訴追者が自己の「善悪」の判断を一二名の陪審と四名の村民からなる陪審に付すことを求め、その結果無罪を勝ち取る事件が圧倒的に多くなる。⁽¹¹⁾ また、被訴追者が陪審審理を拒否した場合でも、この一二名の陪審と四名の村民で有罪を決する例があることから、この時期には、この「善悪」審問の陪審が刑事審理陪審として広範に利用されていたと推測されるのである。

④当事者の血縁または血縁以外の関係者の排除

民事陪審に比すると、数はかなり少ないが、刑事陪審においても、当事者の血縁または血縁以外の関係者が排除された例は見いだせる。⁽¹²⁾ しかし、それと同時に、次のような記録も見られる。

すなわち、ヨークシアにおける窃盗事件では、私訴を受けた被訴追者が、私訴は嫌悪と悪意によるものであると、私訴の正当性について陪審に委ねることを求めているが、私訴をなした原告は、陪審員のうちの数人が被告の借地人であることを理由に、陪審に委ねることを拒否している。しかし、ここでは、強制的に陪審に付され、結果として一二名の陪審および四名の村民は、私訴は嫌悪と悪意によるものと判断し、私訴をなした者は、罰金刑に処されている。⁽¹³⁾

⑤事実を知らない者の排除

刑事事件については、事件についての知識を有しない陪審が問題とされる例は、今回参照し得た資料に関する限り、決して多くない。散見されるのは、若干性質の異なる、次のような記録である。

まず、一二四八年のバークシア巡回裁判記録における、ラムバーン村の「陪審員は、百戸邑の陪審員によって提

示された事実以外は、巡察項目について何も知らないと述べ「た」⁽¹¹⁾との記載である。この記載は、陪審員が自己の不適格性を述べているものであるのか、または、百戸邑の陪審の判断を補強する性格のものであるかが不明である⁽¹²⁾。次に、一二二年のウォリックシア巡回裁判記録における二つの記録である。第一は、告発された殺人について、陪審が真実を知らないと述べたもので、この場合、裁判は別の県（スタフォードシア）に移送されている⁽¹³⁾。第二は、告発された強盗について、陪審が被告を法になつた者であるよりは強盗であると思うので、嫌疑をかけているが確かではないと述べたもので、被訴追者は国外追放に処されている⁽¹⁴⁾。また、百戸邑の陪審と村民との関係のところを取り上げた二つの事例を、これらに加えることができるであろう。いずれにせよ、第一の例を除いて、陪審が知らないと述べているのは、被訴追者の悪行であつて、被告そのものを知らない、または事件そのものを知らないという種のものではない。その意味で、これらの記録をどのように評価するかの判断は、極めて難しい。

ここでいえることは、訴訟当事者間の紛争に決着を付ける必要がある民事陪審と、若干の不確実性が残つても、国王の平和の維持を優先させ、嫌疑をかけられている以上「疑わしきは被告人の不利益へ」で決着させ得る刑事陪審とでは、知識の持つ重みに若干の違いがあるのではないかということだけである。

その一方で、刑事陪審のもう一つの重要な役割である没収財産の評価については、知識を有することの重みは、民事陪審の持つそれと同じであるといえる。すなわち、有罪判決を受けた者（とりわけ、絞首刑または逃亡の末、法外放置に処された者）の財産を没収するに当たつての当該財産の評価に際して、当該財産を誤つて評価すること、隠匿すること、および「知らない」ことが処罰の対象となつたのである⁽¹⁵⁾。

また、告発陪審についても、犯罪の隠蔽が犯罪になるほか、ある者について何も知らないにも関わらず、その者を告発した場合には処罰される⁽¹⁶⁾。しかしながら、刑事審理陪審が犯罪を隠蔽したとして処罰された例はない。それ

は、前述の通り、この時期にあつては告発陪審と刑事審理陪審が、必ずしも明確に(制度的にも意識的にも)区分されていなかったためである。

⑥その他

最後に、そのほかに特筆すべき記録として、次の二例を挙げておく。

第一に、一二二四年のユダヤ教徒による殺人事件に関する訴訟である。ここでは、私訴を受けたユダヤ人の審理に、一八名のキリスト教徒と一二名のユダヤ教徒があたつて⁽¹¹⁾いる。これは、刑事事件、民事事件を問わず、当事者の一方が外国人であるときに利用された、半数がイギリス人で残りの半数がその外国人の同国人からなる陪審、すなわち半数が外国人の陪審 (jury de medietate linguae) の原型ではないかと考えられる。

第二に、刑事事件においても、本件の審理とは別に、本件審理中に生じた特定の問題について答えるために召喚される陪審が存在する。一二二二年リンカンシアでの巡察記録における傷害の私訴事件で利用されている陪審がそれで、そこで陪審は、ある郡において一〇人組 (frank-pledge) による叫喚追跡 (hue and cry) に関する訴訟が提起され、その件につき当該一〇人組が召喚されていないか否かを述べることを求められている⁽¹²⁾。

(3)まとめ

以上のように、一二世紀から一三世紀にかけての陪審は、民事および刑事の双方とも、まさに事実の提供者にほかならなかった。陪審が選出される地域、一定の者が陪審から排除される理由、および事件についての知識を有しない者が存した場合の処置のいずれを見ても、事件についての知識を有している者をいかに確保し、知識を有しない者または真実を述べないおそれの者をいかに排除するかに主眼が置かれていたことがわかる。

また、召喚された陪審は、基本的に、民事事件の場合であれば令状に応じた一つの争点に対して、そして刑事事件の場合であれば被訴追者が有罪か無罪かに対して回答を与えるのみであって、本件の審理中に別の問題が生じた際には、当該問題を決するための別の陪審が選出される。そのため、召喚の目的とは異なる事実、すなわち陪審がそれについて知識を有しているであろうと期待される事実以外の事実につき陪審が判断する機会とは与えられない。したがって、陪審に対して何らかの証拠を提示する必要が生じることがないのである。この点がどのように変化してゆくかが、陪審の機能的性質の変遷を見る上で一つの視点となる。

もう少し陪審資格に引きつけて考えると、陪審員確保の困難さが、今後どの程度、陪審資格に影響を及ぼし得るかということも、一つの重要な視点である。例えば、陪審が選出されるべき地域の範囲が拡大され、または、一人名中一〇名の者が当該地域に居住していればよいといったように緩和されることがないか否かなどが焦点となろう。さらに、刑事陪審については、もう一つ視点がある。それは、告発陪審と刑事審理陪審の分離である。

告発陪審による告発または私訴の後に召喚される、一二名の陪審と四名の村民または二四名の騎士は、被訴追者の有罪を確定するものであるから、確かに審理陪審としての性質を有しているといえるが、厳密に判断すれば、その役割は、告発陪審によって提示された犯罪事実をさらに四名の村民または二四名の騎士に確認させ、補強することということにはかならない。したがって、彼らは、例えば告発陪審の証言を聞いたり、法廷に提出された何らかの証拠に基づいて被訴追者の有罪・無罪を判断しているわけでは（少なくとも記録に現れる限りでは）ない。したがって、今後検証すべきは、神判禁止の後に成立したこの陪審が、いつ、どのように告発陪審と切り離され、独立した機能を営むようになったのか、またその際、その構成に変化が見られるか否か、および刑事審理陪審への証拠の提示が見られるようになるか否かということになる。

それでは次に、以上のような視点をもつて、このような証人的な色彩の濃い陪審の性質が、一四世紀に入つてどのように変化していったかを検証することとする。

- (1) この点については、拙論、イングランドにおける刑事審理陪審の成立、國學院法学第三〇巻第四号を参照されたい。
- (2) 陪審制度の転換の軸は大きく分けて、行政目的から司法目的への利用目的の拡大、および事実の提供者から事実の判断者への機能的性質の変遷の二つである。もう少し細かく見ると、告発陪審から審理陪審の成立、分化の軸が加わる。本稿が扱うのは、大きな転換軸の後者である。
- (3) See JOHN PROFFATT, TRIAL BY JURY (1877) 50-52. プロファットは、この点に関し、およそ次のようなことを述べている。すなわち、それは、新たな状況、新たな手続の方式および新たな必要性に適合させるために、徐々に導入されたものであった。この理由から、初期の陪審が現在の陪審のような、すなわち証言の効果に関する判断者としての性格を有するようになった時期を、はっきりと指摘することは不可能である。さらに、陪審がこの新たな機能の行使を認められるようになった後でさえも、陪審は未だ、宣誓の上での証言の形で証人から得た知識とは別に、個人的な知識を有しているものと思われていた。ただし、このことも、単に、極端なまたは急激な変化を被らない場合には、旧制度がいかに長く初期の性質を残存させてゆくかを示すものにほかならない。
- (4) 法廷に提出された証拠に基づいて事実を判断する近代的な意味における審理陪審と、自己の知識にしたがつて事実を述べる初期の陪審とは異なるので、双方ともに「陪審」という言葉を使用するのは適切でなく、その機能が「審理」には当たらない初期の陪審については、「宣誓した者」の意を持つ原語の「ジュリー」という言葉をそのまま用いる方が妥当なのかもしれない。しかし、この小論において二者を使い分けることは、無用な混乱を生じるとも思われるので、いずれの場合も「陪審」と訳すことにする。現在の形態の陪審と初期の形態の陪審とを区別する必要がある場合には、「現在の」および「事実の判断者としての」または「初期の」および「事実の提供者としての」という語を付することにする。
- (5) 国王による土地の保護管理をめぐる事件において、陪審は土地の保有者が死去した際に、当該土地が息子のギルバートおよび娘のアリスとともに国王の保護管理の下に置かれたことは知っていたもの、「陪審は、これがギルバートのためであったのか、アリスのためであったのかを知らなかった。その後、陪審員は、他の騎士を伴つて国王の面前に参上し、それがギルバートのためであつて、アリスのためのものではないと述べた。そして、陪審員全員は、虚偽の評決をなしたとして罰金が科せられた」。62 SELDEN

SOCIETY: C. T. Flower ed. INTRODUCTION TO THE CURIA REGIS ROLLS, 1199-1230 A.D. (1944) 138-139.

(9) See, I SIR FREDERICK POLLOCK & FREDERICK WILLIAM MATTLAND, THE HISTORY OF ENGLISH LAW (2nd ed., 1898) 147.

(7) 新侵奪不動産占有回復訴訟は、不当にまたは判決によらずして、自己の自由保有財産を侵害された、すなわち、占有を侵奪された者に、国王の令状による救済を与えるものである。すなわち、シェリフによって陪審が召喚され、その陪審は、国王または国王の裁判官の面前で土地保有および侵奪に関する問いに答えることを要求される。そして、原告が自己に有利な評決を勝ち得た場合には、原告の占有が回復させられるのである。See, *id.*, at 146 相続不動産占有回復訴訟は、相続不動産の占有について第三者に侵害された者への救済を与えるもの。

(8) 聖職推挙権回復訴訟は、ある者またはその相続人が推薦し、任命がなされた聖職につき空位が生じた際に、当該推薦の権利が他者によって侵害された場合の救済方法で、一二人の法にかなった者からなる小アサイズに対して、最後に聖職推挙をなした者が原告か否かが問われるもの。世俗保有地・自由寄進保有地確定訴訟は、ある土地が世俗保有地 (lay fee) であるか、自由寄進保有地 (frank-almoin) であるかを小アサイズにより決するための訴訟。

(9) 不動産占有回復訴訟は、合法に占有を取得した者が、後にその根拠を失った場合など、新侵奪不動産占有回復訴訟および相続不動産占有回復訴訟では救済されない土地の回復を認めるための訴訟。

(10) それぞれの訴訟が封建法上役割を果たした役割、およびその成立過程が陪審の構成に少なからず影響を与えていると考えられるので、本来ならば、当該訴訟方式について詳しい論考を加える必要があろう。しかし、著者にはそれだけの能力がないので、本稿では、どのような訴訟に陪審が利用されていたのかを明確にし、それらの訴訟の間にはどのような機能上の違があったのかに留意しつつ、もっぱら形式的な陪審の構成などを論述していくだけに止めたい。なお、これらの訴訟方式については、See, FREDERICK WILLIAM MATTLAND, EQUITY ALSO THE FORMS OF ACTION AT COMMON LAW TWO COURSES OF LECTURES (1926).

(11) CONSTITUTIONS OF CLARENDON 1164 §9.

(12) THE ASSIZE OF NORTHAMPTON 1176 §4, 2 DAVID C. DOUGLAS & GEORGE W. GREENAWAY ed., ENGLISH HISTORICAL DOCUMENTS 1042-1189 (1981) 412.

(13) 英訳は、2 GLANVILLE, CONCERNING THE LAWS AND CUSTOMS OF THE KINGDOM OF ENGLAND, *id.*, at 500-むろん、この著書がグランヴィルによって著わされたことに関しては、大いに疑問があり、むしろ、グランヴィルの甥の、ヒューバート・ウォルター (Hubert Walter) の手によるものとの見解があることを看過するわけではないが、これまでの慣例に従い、グランヴィ

ルの著書とした。ちなみに、グランヴィルは、アサイズを、「人々に賦与され、君主の本領より発せられる、国王の恩恵」であると称し、「それゆえに、この手続は、効果的に、人々の生活、および、すべての者が、いまや合法的に、自己の自由保有不動産の保有を維持するような民事的条件を保守し、同時に、疑わしい決闘の機会を避けるものであり」さらに、この方法によって、人々は、予期せぬ、かつ、早発の死という過酷な罰を免れることができ、または少なくとも、汚名および勝者の口から、非常に不名誉に発せられる、恐ろしく、かつ、屈辱的な言葉による悪名の存続を免れることができる」と述べている。GLANVILLE, Chp.7, *id.*, at 500.

(14) この点についてのグランヴィルの記述は次の通りである。すなわち、「アサイズが、認証をなすために進行している際に、どの陪審員も事件についての真実を知らず、そのことを裁判所における宣誓の上で宣言した場合には、当該事件についての真実を知っている者が発見され得るまで、他の者に任せなければならない。しかし、陪審員の一部が、事件の真実を知っており、残りの者が知らない場合には、後者は忌避され、前者は、全員一致の、最低一二名の者が発見され得るまで、裁判所に召喚される。しかし、陪審員の一部が当事者の一方に有利な決定をし、残りの陪審員が当事者の別の一方に有利な決定をなした場合には、一方の当事者に有利な決定に賛成する、最低一二名の者が確保され得るまで、他の者が付け加えられなければならない」。Id.: at 502-503. ちなみに、「一方の当事者に有利な決定に賛成する、最低一二名の者が確保され得るまで、他の者が付け加えられなければならない」ことが、「一二名の者の全員一致によって評決を得るという原則の起源である」と考えられる。

(15) THE ASSIZE OF CLARENDON 1166 §1, DOUGLAS *op. cit.* supra note 12, at 408.

(16) THE ASSIZE OF NORTHAMPTON 1176 §1, *id.*, at 411.

(17) この項で参照した主たる史料は、公文書局の編纂になる王会記録の第一巻から第一七巻(一一九六―一二四三年)まで、ならびにセルデン協会から発行されている、一一一八―一九年のヨークシア巡察記録およびリンカンシア巡察記録、一二二一年のウスタシア巡察記録、一二二一―一二二二年のグロスタシア巡察記録、ウォリックシア巡察記録およびスタフォードシア巡察記録(以上、ステントン編)、一二四八年のバークシア巡察記録(克蘭シー編)、ならびに一二五六年のシュロップシア巡察記録(ハーディング編)である。一三世紀後半が空白となっているが、この点については、資料を入手し得た際の課題としたい。なお、原題および発行年については、各注参照。

(18) 一二名の法になつた村民が選出された例としては、90 SELDEN SOCIETY: M.T. CLANCHY ed., THE ROLL AND WRIT FILE OF THE BERKSHIRE FYRE OF 1248 (1973) 186-187, 493など。

- (19) 例えは、新優奪不動産占有回復訴訟といつては、*See*, 7 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 26. また、聖職推荐権回復訴訟といふは、原外の御料林管理官が排除された例といつては、*See*, 12 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1957) 383.
- (20) 境界が存在する土地に関つて、三県からなされた六名が選出された例といつては、6 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 361。二県からなされた二名が選出された例といつては、6 CURIA REGIS ROLLS 327 である。
- (21) *See*, 5 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 242. このほか、*Curia Regis* 有地・自由持確保有地確立訴訟といふ二県からなされた六名が選出されたものといつて、1 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 419。また、新優奪不動産占有回復訴訟といふ二県からなされた二名が選出されたものといつて、1 CURIA REGIS ROLLS 420 である。
- (22) *See*, 12 CURIA REGIS ROLLS 322-323, and *see*, 15 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE HENRY III (1972) 323.
- (23) *See*, 14 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1961) 159-160, and *see*, Flower, *op. cit.* supra note 5, at 441.
- (24) *See*, 1 CURIA REGIS ROLLS 376. この他、*Curia Regis*、寡婦産権をめぐる訴訟といつては、土地の存在を認め、婚約の儀が行われ、また、*Curia Regis* 選出は、*Curia Regis* の中選出された記録がある。*See*, 4 Public Record Office, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN 1205-06 (1971 Reprint) 291.
- (25) *See*, 53 SELDEN SOCIETY: DORIS MARY STENTON ed., ROLLS OF THE JUSTICES IN EYRE BEING THE ROLLS OF PLEAS AND ASSIZE FOR LINCOLNSHIRE 1218-9 AND WORCESTERSHIRE, 1221 (1934) 316-317.
- (26) *See*, CLANCHY *op. cit.* supra note 18, at 105.
- (27) *See*, STENTON *op. cit.* supra note 25, at 171.
- (28) *See*, 15 CURIA REGIS ROLLS 1259.
- (29) 例えは、12 CURIA REGIS ROLLS 298, 14 CURIA REGIS ROLLS 507 である。また、*Curia Regis* を陪審員選出させた者が罰金刑に処せられた例は、1110-11年のコンスタンブルの記録にある。*See*, 3 SELDEN SOCIETY: WILLIAM PALEY BALDON ed., SELECT CIVIL PLEAS A. D. 1200-1203 (1890) 89.

- (30) See, 15 CURIA REGIS ROLLS 114, and see 16 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1972) 180-181.
- (31) See, 5 CURIA REGIS ROLLS 70, and see, Flower, *op. cit.* supra note 5, at 484.
- (32) このほか、留意すべきものとして、トレンハムス訴訟において御料林管理官および森林管理官が陪審に加えられた例¹⁶ CURIA REGIS ROLLS 11¹⁷ 相続不動産占有回復訴訟において検屍官が排除された例¹⁸ 11 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1955) 117などがある。
- (33) See, 59 SELDEN SOCIETY: DORIS MARY STENTON ed., ROLLS OF THE JUSTICES IN EYRE BEING THE ROLLS OF PLEAS AND ASSIZE FOR GLOUCESTERSHIRE, WARWICKSHIRE AND STAFFORDSHIRE, 1221-1222 (1940) 30.
- (34) See, 7 CURIA REGIS ROLLS 291, and see, Flower, *op. cit.* supra note 5, at 182.
- (35) See, *id.*, at 117. この大谷の陪審員は直轄郡となす。
- (36) 例えは、一九名の騎士からなる大マナーズの例として、see, 17 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1972) 401-402.
- (37) 例えは、一二〇七年ミナルマス開廷期における大アサイズには、一六名で構成される例が見られる。See, 5 CURIA REGIS ROLLS 49. 民事事件であるか、または刑事事件であるかを区別せずに、ただ形式的に構成だけに着目すると、陪審の選出人数には次のような種類が存在する。①二つの県、百戸邑¹⁹、村または町などからそれぞれ六名、計一二名。②二つの県、百戸邑²⁰、村または町などからそれぞれ八名、計一六名。③二つの県、百戸邑²¹、村または町などからそれぞれ十二名、計二四名。④三つの県、百戸邑²²、村または町などからそれぞれ六名、計一八名。⑤三つの県、百戸邑²³、村または町などからそれぞれ八名、計二四名。⑥四つの県、百戸邑²⁴、村または町などからそれぞれ四名、計一六名。これらのごとくは例えは、See, 2 CURIA REGIS ROLLS 298, 12 CURIA REGIS ROLLS 322-323, 11 CURIA REGIS ROLLS 219-220, 6 CURIA REGIS ROLLS 361, 15 CURIA REGIS ROLLS 323, and 13 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1959) 399.
- (38) 例えは、当記事の同意ごとの一〇名の陪審の例として、See, 14 CURIA REGIS ROLLS 318.
- (39) See, Flower, *op. cit.* supra note 5, at 428.
- (40) See, 3 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 116, and see, *id.*, at 58.
- (41) See, CLANCHY, *op. cit.* supra note 18, at 55-56.

- (42) *See, id.*, at 126.
- (43) *See, id.*, at 158-159.
- (44) 当事者の同意により陪審が選出された例として、不動産占有回復訴訟については、56 SELDEN SOCIETY; DORIS MARY STENTON *ed.*, ROLLS OF THE JUSTICES IN EYRE FOR YORKSHIRE 1218-1219 (1937) 59 *and*, 96 SELDEN SOCIETY; ALAN HARDING *ed.*, THE ROLL OF THE SHROPSHIRE EYRE OF 1256 (1981) 17-19。新侵奪不動産占有回復訴訟については、CLANCHY, *op. cit.* supra note 18, at 114-115, 132-133, 185-187, 193。寡婦産権をめぐる訴訟については、STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 445, 619-620, *and* CLANCHY, *op. cit.* supra note 18, at 135。テナの所属に関する訴訟については、STENTON, *op. cit.* supra note 44, at 398-399。その他、STENTON, *op. cit.* supra note 25, at 379-380 などが挙げられる。
- (45) 例えば、一五六年のシットロップシマにおける第二二八番目、第二二七番目および第二二八三番目の事件。*See*, HARDING, *op. cit.* supra note 44, at 52, 90-91, 114-115. (事件の番号は、編者であるハーディングが便宜上与つたもの)。
- (46) 例えば、一三二二年のウォリックシマでの相続不動産占有回復訴訟において、理由は分からないが全陪審が除外され、当事者の同意により再選出された例が見られる。*See*, STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 609. また、ロークシマにおける新侵奪不動産占有回復訴訟において、排除された陪審員の代わりは、当事者の面前で両当事者に関係のない者を選出すべき旨がシエリフに対して命ぜられた。*See*, STENTON, *op. cit.* supra note 44, at 76, 142-143.
- (47) *See*, STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 120-121.
- (48) 訴訟の種別を問わなければ、血縁関係者が排除された例は多い。今回参照した全一七巻の王会記録のほとんどすべての巻において、血縁関係者が排除された旨の記録を見いだすことができる。例えば、聖職推挙権回復訴訟については、1 CURIA REGIS ROLLS 246。新侵奪不動産占有回復訴訟については、1 CURIA REGIS ROLLS 346。相続不動産占有回復訴訟については、14 CURIA REGIS ROLLS 177 などが挙げられる。このほかにも、例えば、3 CURIA REGIS ROLLS 21, *and* 4 CURIA REGIS ROLLS 305 など。
- (49) *See*, 4 CURIA REGIS ROLLS 140.
- (50) *See, id.*, at 30. なお、大マサインズについても例が存在する。*See*, 6 CURIA REGIS ROLLS 172.
- (51) *See*, 14 CURIA REGIS ROLLS 433-434.
- (52) *See*, 9 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1971 Reprint) 6.
- (53) *See*, 1 CURIA REGIS ROLLS 213. これも聖職推挙権回復訴訟。

- (44) See, 11 CURIA REGIS ROLLS 48.
- (45) See, 2 CURIA REGIS ROLLS 75.
- (46) See, 13 CURIA REGIS ROLLS 588.
- (47) See, 7 CURIA REGIS ROLLS 26.
- (48) See, BALDON, *op. cit.* supra note 29, at 50.
- (49) See, *id.*, at 52.
- (50) 例えは、1 CURIA REGIS ROLLS 316 など。
- (51) 役に立たなるとして理由に陪審から排除された記録も多々あり、一七巻の王会記録のほとんどすべてこの巻に於いて見いだすことができる。例えは、2 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN (1971 Reprint) 122, 145, and 6 CURIA REGIS ROLLS 30, 48, 92, 232, 300, 305 など。
- (52) その他の理由として、騎士びなごことなど。
- (53) 例えは、一二〇二年のリンカンマンバの巡回裁判における事件。See, BALDON, *op. cit.* supra note 29, at 88.
- (54) See, STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 498-500.
- (55) See, FLOWER, *op. cit.* supra note 5, at 442.
- (56) See, 2 CURIA REGIS ROLLS 48、その他沼地の法を知る者が裁判地の者ごとく陪審を構成した例として、7 CURIA REGIS ROLLS 289 がある。また、沼地をめぐる訴訟以外では、ケントの法に関する判断のために騎士が陪審に加えられた例がある。See, 3 CURIA REGIS ROLLS 9, and 11 CURIA REGIS ROLLS 959.
- (57) See, FLOWER, *op. cit.* supra note 5, at 453.
- (58) 出廷した陪審の人数の不足による延期については、例に事欠かないが、とりもたず、See, STENTON, *op. cit.* supra note 44, at 76.
- (59) 陪審による不出頭申立の例としては、See, *id.*, at 588, 605 などがある。
- (60) 一二〇〇年のトリニティ開廷期における記録のように、シェリフに対して適切な陪審を送るように命ずる記録もまた、よく見られるようにある。See, FLOWER, *op. cit.* supra note 5, at 430.
- (61) 例えは、病気を巡らなす。See, 1 CURIA REGIS ROLLS 432.

- (72) 例えは、一二二〇年には、一二名のうち八名が死亡し、残りの四名で一二名を選出した記録などが見られる。See, 8 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1971 Reprint) 374.
- (73) この点については、項を改めて論ずることにするが、陪審が自己の知識に基づかず、伝聞に基づいて評決をなした例がいくつも見られる。訴訟の種別を無視して、それらを列挙すると、一部風聞に基づき、一部自己の知識に基づく評決として、6 CURIA REGIS ROLLS 312⁷、自分で見たことに依るのではなく、事実を最もよく知っている多くの者から聞かされたことに基づく評決として、5 CURIA REGIS ROLLS 140⁸、風聞に基づいて知られ得る事実に基づき、風聞に基づいて評決として、6 CURIA REGIS ROLLS 368⁹、および陪審が事実の存する場所から離れていたたので風聞に基づく評決として、16 CURIA REGIS ROLLS 49-51などである。
- (74) See, 3 CURIA REGIS ROLLS 118, 122-123, and see FLOWER, *op. cit.* supra note 5, at 24.
- (75) See, 6 CURIA REGIS ROLLS 169.
- (76) See, 17 CURIA REGIS ROLLS 30, その他、妊娠の判断のために法にかなった女性による陪審が召喚された例として、10 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1971 Reprint) 36などを。これらの陪審は、必ずしも自己の知識このみに基づいて判断をくだしているのではなからず、したがって、検屍陪審 (coroner's jury) とも似た、事実の判断者としての陪審への転換を解く鍵になると考えられる。この点については項を改めて論ずるものとする。
- (77) See, STENTON, *op. cit.* supra note 25, at 317.
- (78) See, *ibid.*
- (79) 例えは、証人と裁判地より選出された六名の者からなる陪審として、10 CURIA REGIS ROLLS 57¹⁰、証人と八名のその他の者からなる陪審として、17 CURIA REGIS ROLLS 446¹¹、証人と九名のその他の法にかなった者からなる陪審として、4 CURIA REGIS ROLLS 274¹²、証人と一〇名のその他の者からなる陪審として、10 CURIA REGIS ROLLS 284¹³、証人と近隣の一二名の者からなる陪審として、10 CURIA REGIS ROLLS 158, 15 CURIA REGIS ROLLS 64¹⁴、証人と一二名の騎士からなる陪審として、HARDING, *op. cit.* supra note 44, at 156-157¹⁵ などの例がある。
- (80) See, STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 263-265.
- (81) See, 17 CURIA REGIS ROLLS 421.
- (82) See, 17 CURIA REGIS ROLLS 353-354.
- (83) See, 17 CURIA REGIS ROLLS 284.

- (84) See, 17 CURIA REGIS ROLLS 267.
- (85) See, 17 CURIA REGIS ROLLS 451.
- (86) See, STENTON, *op. cit.* supra note 25, at 316-317.
- (87) See, STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 599-600.「のほか、注(45)も参照。また、単純不動産権利合状に基づく訴訟において、第三者がたづね主張された占有に関する中間的調査をするために、本件を審理している陪審から四名とその他の騎士と法になつた八名の者が選出された記録も存する。See, 8 CURIA REGIS ROLLS 183.
- (88) See, 16 CURIA REGIS ROLLS 26.
- (89) See, I SELDEN SOCIETY: FREDERICK WILLIAM MATTLAND ed., SELECT PLEAS OF THE CROWN. VOL. I A.D. 1200-1225 (1888) 116.
- (90) See, STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 408-409.
- (91) See, MATTLAND, *op. cit.* supra note 89, at 140.
- (92) See, *id.*, at 61.
- (93) 犯罪の発生した場所から遠隔にある町の陪審が、当該事件につき評決し得ない旨を述べた例として、11 CURIA REGIS ROLLS 114-115がある。
- (94) See, CLANCHY, *op. cit.* supra note 18, at 386-387, 389-390.「のほかに、裁判の行われている百戸邑の陪審と近隣の百戸邑の二名の陪審が選出された例として」 See, *id.*, at 302-303, 372.
- (95) See, *id.*, at 322.
- (96) このほか、他と近接していない地域で生じた暴行事件について二つの県から陪審が選出された例がある。See, 11 CURIA REGIS ROLLS 97.
- (97) See, HARDING, *op. cit.* supra note 44, at 208.このほか、一二二〇年のヒラリイ開廷期およびイースタ開廷期には、告発を受けた者が、エセックス、ノフォーク、サウザンプトンのいずれか、またはそのすべての陪審に付することを要求し、さらに後には、サリーの陪審または彼を知っているイングランドのすべての者からなる陪審に付することを要求し、結局サリーの二四名の騎士により有罪と評決され、絞首刑となつた事件があつたことが記録されている。See, MATTLAND ed., *op. cit.* supra note 89, at 127-128.
- (98) See, CLANCHY, *op. cit.* supra note 18, at 301.
- (99) See, *id.*, at 379-380.

- (90) *See, id.*, at 346.
- (10) *See, STENTON, op. cit. supra note 33, at 388.*
- (20) *See, id.*, at 385. 同様の記載として、*See, id.*, at 371.
- (30) *See, ROGER D. GROOT, 'THE EARLY-THIRTEENTH-CENTURY CRIMINAL JURY, J.S. COCKBURN & THOMAS A. GREEN ed., TWELVE GOOD MEN AND TRUE (1988) 27-29.*」の事件は、殺人事件の被害者の妻と犯人との間で和解が成立したため、当該妻及びその息子も陪審員であったところの百戸邑の陪審が当該事件を報告しなかったのであるが、犯罪事実が巡回裁判官の知るところとなり、当該百戸邑の陪審員は「犯罪秘匿の罪で罰金が科せられたものである。」
- (40) *See, 8 CURIA REGIS ROLLS 89*
- (50) *See, STENTON, op. cit. supra note 44, at 371-372.*
- (60) 被訴追者が陪審審理を拒否し、一二名の陪審および二四名の騎士による審理が行われた例としては、*See, STENTON, op. cit. supra note 33, at 346.*」の事件は窃盗につき告発された者が、陪審審理を拒否し、一二名の陪審および二四名の騎士により有罪とされたものである。なお、刑事審理陪審の構成については、拙論「前掲(注一)参照。」
- (107) 被訴追者が一二名の陪審と四名の近隣の村からなる「善悪」審問の陪審に付することを求め、無罪となった事件としては、第七五〇番目の事件および第七七〇番目の事件など、全部七一九例。*See, CLANCHY, op. cit. supra note 18, at 306-307, 313.*同様に陪審が「嫌疑無し」と述べた事件としては、第七七八番目の事件を始め、全部五五例。*See, id.*, at 318. また、一部有罪、一部無罪の例は、第八一三番目の事件など、全部で三例存する。*See, id.*, at 325-326. 有罪とされた事件は、第八五六番目前半の事件など、全部で五例。*See, id.*, at 340. (事件の番号は、編者であるランシーが便宜上付したものである。)
- (108) 例々、11 CURIA REGIS ROLLS 97, and STENTON, *op. cit. supra note 25, at 137*など。ただし、後者は陪審審問のための陪審者の排除。
- (109) *See, STENTON, op. cit. supra note 44, at 341-342.*
- (110) *See, CLANCHY, op. cit. supra note 18, at 302.*
- (111) 私見では、後者ではなく前者を考へる。
- (112) *See, STENTON, op. cit. supra note 33, at 373.*
- (113) *See, id.*, at 623-624.

- (114) 誤って評価したことをより処罰された例として、HARDING, *op. cit.* supra note 44, at 218「隠匿したことをより処罰された例として」STENTON, *op. cit.* supra note 44, at 192-193「知らなう」が故に処罰された例として、STENTON, *op. cit.* supra note 33, at 360-361.
- (115) See, 8 CURIA REGIS ROLLS 10.
- (116) See, 11 CURIA REGIS ROLLS 529-530.
- (117) See, MAITLAND, *op. cit.* supra note 89, at 15.